

項 目	電安法に規定されている製造事業者について
1 内容	<p>B社は、「直流電源装置」の企画・開発を計画していますが、製造（完成品までの組立）はA社に委託し、完成品検査・銘板（表示）の貼付及び付属品同梱包装は、B社で実施します。</p> <p>製品に関する全責任は、B社が負います。</p> <p>この場合、製品に関する全責任をB社が負うことから、法第3条の製造事業の届出事業者は、B社と理解してよいでしょうか。</p>
2 回答	<p>「電気用品の製造」とは、電気用品を完成させる行為をいいますので、製造事業の届出は、A社が行う必要があります。</p>